

4月から 介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

問い合わせ
高齢介護課介護保険事業係 ☎38-2024

ここが
変わります！

ポイント 1

「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「総合事業」に移行します！

要支援の認定を受けているかたが利用できるサービスのうち、「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」「介護予防通所介護(デイサービス)」の2つのサービスを、「総合事業」の「訪問型サービス」と「通所型サービス」へ移行します。

現行

予防給付(要支援1・2)

介護予防福祉用具貸与
介護予防訪問看護 など

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

4月1日から

予防給付(要支援1・2)

※変更なし(改正前と同様)

総合事業(要支援1・2、事業対象者)

訪問型サービス(予防専門型)
(生活支援型)(新規)
通所型サービス(予防専門型)

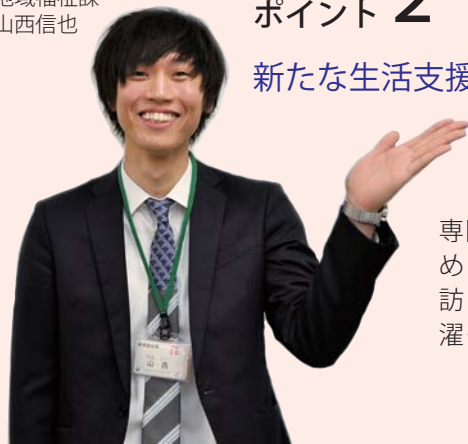


高齢介護課
洲崎智子

地域福祉課
山西信也

ポイント 2

新たな生活支援型訪問サービスを
開始します！



専門職のみでなく、市の定める研修を受けたかたが訪問し、買い物・調理・洗濯・掃除等を行います。

ポイント 3

要介護・要支援認定に加えて、
「事業対象者」という新たな区分ができます！

総合事業のみを利用できる新しい区分です。基本チェックリストで基準に該当すれば、事業対象者になります。認定審査よりも簡易で迅速に手続きが行えます。

基本チェックリストとは…
日常生活に必要な機能を調べるための25項目の質問票です。



社会福祉課
村岡裕樹

よくある質問 Q & A

問い合わせ 高齢介護課介護保険事業係 ☎38-2024

Q 現在、要支援の認定を受けています。今まで利用していたサービスは使えますか？

A はい。サービスの内容や利用の方法に大きな変更はありません。
4月1日から「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が総合事業のサービスとして引き続き提供されます。それ以外の予防給付サービスも従来どおり利用できます。



Q 総合事業のサービスはどのように利用するのですか？

A お住まいの地域の高齢者生活支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。高齢者生活支援センターの担当者やケアマネジャーが、ご本人の意向や心身の状態などを確認し、同意を得た上でサービスを決定します。



生活支援型訪問サービスの担い手になりませんか？

介護福祉士などの資格を持っていないかたも、市の定める研修を受講し、修了証明書の交付を受けることで、指定事業所に所属し、従事者として生活支援型訪問サービスの提供ができます。

研修は利用者に安心してサービスを提供するために、必要な知識・技術等を修得することを目的としています。介護に関心のあるかたはぜひ参加してみませんか。



研修の様子

- 内容 介護予防、認知症、生活援助の基礎知識、訪問マナー など
- 対象 40歳以上 ■研修時間 12時間(2日間)
- 費用 無料 ■申し込み 決定次第、お知らせします。
- 問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

ご相談は、お住まいの地域の 高齢者生活支援センターへ

校 区	連 絡 先
山手中学校区	西山手高齢者生活支援センター ☎25-7681/山芦屋町9-18(アクティブライフ山芦屋内)
	東山手高齢者生活支援センター ☎32-7552/朝日ヶ丘町39-20(和風園内)
精道中学校区	精道高齢者生活支援センター ☎34-6711/呉川町14-9(保健福祉センター内)
潮見中学校区	潮見高齢者生活支援センター ☎34-4165/潮見町31-1(あしや喜楽苑内)